

買受け及び暫定的な借受けの要望を受け付ける物件

令和7年4月24日現在

ここに掲載されている物件は、買受け及び暫定的な借受けの要望を受け付けています。
国有地の売払い及び貸付けは、原則、一般競争入札により契約相手方、契約金額を決定することとなります。
暫定的な借受けの要望を受け付ける物件は、物件により貸付けのできる用途・期間が異なります。また、貸付期間が満了した場合には、直ちに原状回復のうえ返還していただく必要があります。さらに、ご要望をいただいた場合でも、公序良俗に反する使用や使用目的によってはお貸しできない場合があります。
買受けや借受けの要望に関する詳細については、各物件を管轄する財務局・各財務事務所・出張所の担当課（統括）へ直接お問い合わせください。
ホームページの更新の都合上、既に売払いや貸付けの手続きを行っている場合がありますのでご了承願います。

整理 番号	所在地	登記 地目	面積 (平方メー トル)	買受要望		借受要望					事務所等	担当	電話番号	備考	
				買受 要望	買受参考価格（※1）	貸付けの種類			借受可能 期間	借受要望 受付期間					
					前回入札時 の最低売却 価格（円）	前回入札の 公示日	一時貸付け （※2）	3年を 超える 貸付け （※3）							事業用 定期借地権 の設定によ る貸付け （※4）
1	北見市 朝日町48番16、同番186、 同番571、同番572、同番 585、68番15、同番16、同 番17	宅地	6,785.89	○	59,400,000	R6.11.8	×	×	×	—	—	北見	管財課	0157-24-4167	先着順売却物件
2	北見市 大町158番2	宅地	170.32	○	—	—	○	×	×	個別照会	随時受付中	北見	管財課	0157-24-4167	
3	北見市 東相内町1078番、1079番	宅地	737.18	○	3,430,000	R6.11.8	×	×	×	—	—	北見	管財課	0157-24-4167	先着順売却物件
4	北見市 豊地839番1	雑種地	20,543.31	×	—	—	○	×	×	個別照会	随時受付中	北見	管財課	0157-24-4167	
5	北見市 留辺蘂町栄町77番1	宅地	3,806.91	○	3,940,000	R4.5.10	○	○	○	個別照会	随時受付中	北見	管財課	0157-24-4167	
6	網走市 桂町2丁目60番6、同番 14、同番21、同番22	宅地	1,456.86	○	3,360,000	R6.11.8	×	×	×	—	—	北見	管財課	0157-24-4167	先着順売却物件
7	網走市 新町3丁目78番3、同番7	宅地	1,125.21	○	3,620,000	R4.5.10	○	○	○	個別照会	随時受付中	北見	管財課	0157-24-4167	
8	網走市 新町3丁目78番8、同番9、 同番10	宅地	1,004.45	○	2,700,000	R5.11.10	○	○	○	個別照会	随時受付中	北見	管財課	0157-24-4167	
9	網走市 緑町14番2、同番4、15番 2、16番11、同番28、同番 32、同番33	宅地	1,389.24	○	3,950,000	R4.5.10	○	○	○	個別照会	随時受付中	北見	管財課	0157-24-4167	
10	網走郡美幌町 字東2条北2丁目11番、12 番	宅地	436.70	×	—	—	○	×	×	個別照会	随時受付中	北見	管財課	0157-24-4167	
11	紋別郡遠軽町 勇町18番5	宅地	1,129.11	○	5,060,000	R6.11.8	×	×	×	—	—	北見	管財課	0157-24-4167	先着順売却物件
12	紋別郡遠軽町 白滝555番1、556番1、557 番1、558番1、559番1	宅地	899.63	○	580,000	R4.11.1	○	○	○	個別照会	随時受付中	北見	管財課	0157-24-4167	
13	紋別郡湧別町 開盛308番	宅地	915.71	×	—	—	○	×	×	個別照会	随時受付中	北見	管財課	0157-24-4167	
14	紋別郡雄武町 字雄武1400番7	宅地	248.00	×	—	—	○	×	×	個別照会	随時受付中	北見	管財課	0157-24-4167	
15	網走郡大空町 女満別西4条3丁目83番20	宅地	5,756.29	×	—	—	○	×	×	個別照会	随時受付中	北見	管財課	0157-24-4167	

（注）上記の記載事項は掲載時点のものであり、分合筆や物件調査等の結果、変更となる場合があります。

（※1）「買受参考価格」は、直近の入札の際に公告した最低売却価格（予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第4条の15の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。）を掲載しています。
なお、一般競争入札等により売り払う場合には、別途最低売却価格又は予定価格を算定することとなるため、実際に売り払う場合の最低売却価格等と「買受参考価格」は大きく異なる場合があります。

（※2）「一時貸付け」は、貸付期間が3年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング（時間貸し・月極）、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。

（※3）「3年を超える貸付け」は、貸付期間が3年超30年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング（時間貸し・月極）、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。ただし、10年超の貸付けについては、建物所有を目的とした使用はできません。